

法務省民商第21号  
平成27年2月27日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局長

商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

平成17年3月2日付け法務省民商第500号当職通達「商業登記等事務取扱手続準則」（以下「準則」という。）の一部を下記のとおり改正し、平成27年3月2日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

準則第7条に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、外国会社につき新たに登記記録を起こす場合において、当該外国会社につき他の登記所において既に起こされた登記記録であって、現に効力を有するもの（以下この項において「外国会社先行登記記録」という。）があるときは、新たに起こす登記記録には、外国会社先行登記記録に付されている会社法人等番号と同一の会社法人等番号を付すものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、同項(3)に掲げる者につき新たに登記記録を起こす場合において、当該登記記録に記録されるべき商号使用者、商人、未成年者又は被後見人の住所及び氏名が、次に掲げる登記記録（以下この項において「商人先行登記記録」という。）に記録されているときは、新たに起こす登記記録には、商人先行登記記録に付されている会社法人等番号と同一の会社法人等番号を付すものとする。ただし、商人先行登記記録が商号の登記に係る登記記録であって、法第30条第1項の商号の譲渡による変更の登記又は同条第3項の商号の相続による変更の登記がされたものであるとき

は、この限りでない。

(1) 第1項(3)に掲げる者につき既に起こされた他の登記記録であって、現に効力を有するもの（次号の場合を除く。）

(2) 第1項(3)に掲げる者がその営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合にあっては、その旧所在地における登記記録

準則第81条第1項中「管轄登記所」の下に「(登記記録に過料に処せられるべき者の日本国内の住所が記録されていないときは、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第8条の規定による最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所）」を加える。

別記第53号様式を別紙のように改める。

別記第53号様式（第81条第1項関係）

（商業）

		日記（過料）第 号 平成 年 月 日
〇〇地方裁判所 御中 支 部		
〇〇法務局〇〇出張所 登記官		職印
通 知		
下記のとおり過料に処せられるべき事件を発見したので、商業登記規則第118条の規定により通知します。		
記		
登記申請の年月日	平成 年 月 日	
受付番号	第 号	
違反事項の要旨	別紙のとおり 1. 選任懈怠 2. 登記懈怠	
該 当 法 条	1. 会社法第976条第22号 2. 会社法第915条第1項 3. 会社法第976条第1号	
違反者の資格及び氏名・住所		
本 店 商 号 代表取締役の 氏名・住所	別紙のとおり	

（注1）過料事件通知書には、別紙として履歴事項一部証明書を添付する。

（注2）登記記録に過料に処せられるべき者の日本国内の住所が記録されておらず、その管轄が定まらないとき（非訟事件手続法第8条）は、東京地方裁判所（非訟事件手続規則第6条）に通知する。

(法人)

日記(過料)第 号  
平成 年 月 日

〇〇地方裁判所 御中  
支 部

〇〇法務局〇〇出張所  
登記官

職印

通 知

下記のとおり過料に処せられるべき事件を発見したので、各種法人等登記規則第5条において準用する商業登記規則第118条の規定により通知します。

記

登記申請の年月日 受付番号	平成 年 月 日 第 号
違反事項の要旨	別紙のとおり 1. 選任懈怠 2. 登記懈怠
該 当 法 条	
違反者の資格及び氏名・住所	
主たる事務所 ・本店 名称・商号  代表者の資格 及び氏名・住所	別紙のとおり

(注) 通知本文中、各種法人等登記規則第5条以外の規則において準用する場合は、該当規則を修正する。